

調査票を記入する前に、必ずお読みください。

科学技術研究調査

調査票記入上の注意

(非営利団体・公的機関用)

総務省統計局

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査対象となった非営利団体・公的機関には報告の義務が定められています。秘密の保護には万全を期しており、また、課税の資料などに使われることは決してありませんので、ありのままを記入してください。なお、報告義務違反には罰則もあります。

調査票の記入に当たりましては、この「調査票記入上の注意」を参照の上、必要な事項を記入し平成 24 年 7 月 15 日までにご返送ください。

○調査票の概要

調査票は、大きく分けて次の四つの部分からなります。

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 研究実施の現況 | 1 面 |
| 2. 法人の現況 | 1～2 面 |
| 3. 研究関係従業員の現況 | 2～3 面 |
| 4. 研究費の実績 | 4～8 面 |

※ 国公営の研究機関の場合は、調査の単位が法人ではありませんので、その研究機関の状況を記入してください。調査票のすべての設問で同様です。

○記入の済んだ調査票は、返信用封筒に入れて投函してください。切手は不要です。

ご提出いただいた後に、結果の集計を行う独立行政法人統計センターから記入内容について確認の電話をさせていただく場合があります。お手数ですが、記入内容を確認できるようにしておいていただきますよう、お願いいたします。

なお、調査票は機械処理を行いますので、折目以外では折らないようにしてください。

研究を行っていない場合

設問〔1〕研究実施の状況で ” 3 ” を選択し、封筒に入れてご返送ください。(内部で研究を実施していなくても、貴法人が給与等を支給して外部で研究関係業務を行っている出向者がいる場合も研究「あり」となりますので注意してください。)

平成 24 年 7 月 15 日までにインターネット又は郵送によりご回答ください。

技術研究組合について

技術研究組合については、組合員企業との間で重複記入を避けるため、特別の注意点がありますので、17 ページの注意事項をご覧ください。

記入の進め方(非営利団体・公的機関用)

※ ここから該当する矢印に添って進んでください。

記入上の注意掲載ページ

名称・所在地等の確認 3ページ

合併などにより法人が
消滅している場合

左に該当しない場合

〔1〕 研究実施の有無 6ページ

選択肢1の場合

〔2〕 従業者総数 6ページ
 〔3〕 支出総額 6ページ
 〔4〕 主な事業及び研究の内容 6ページ
 〔5〕 支所・分場の名称及び所在地 7ページ
 〔6〕 研究内容の学問別区分 7ページ

選択肢2の場合

選択肢3の場合

該当しない場合

〔1〕でカッコ書
に該当する場合

〔7〕 研究関係従業者数 . . . 8ページ
 〔8〕 採用・転入研究者数 11ページ
 〔9〕 転出研究者数 . . . 11ページ
 〔10〕 研究者の専門別内訳 12ページ

科学技術研究調査
お問い合わせセンター
に、ご連絡ください。

〔11〕 内部で使用した研究費 14ページ
 〔12〕 理学, 工学, 農学, 保健
の性格別研究費 . . . 18ページ
 〔13〕 特定目的別研究費 20ページ

〔14〕 外部から受入れた研究費 24ページ
 〔15〕 外部へ支出した研究費 25ページ

備考欄の記入, 記入漏れの確認, (控えの作成), 調査票の返送

全般的な注意事項

- ・ 数値の記入に当たっては、単位未満は四捨五入してください。
- ・ 該当数値があるものの、四捨五入の結果「0」となった場合は、「0」と記入してください。
- ・ 該当金額がない場合は、「0」は記入せず、空欄のままにしてください。
- ・ マイナスの値を記入する場合は、数値の前に「-」を付けてください。
- ・ 金額については、消費税や各種手数料を含めた金額を右つめで記入してください。
- ・ 昨年の調査で報告された数値と今回の数値とが大きく変動しているような場合には、調査票の備考欄にその要因等を記入してください。

調査票第1面

秘

基幹統計調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

記入の仕方

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消して書き直してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
- 答えを数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ右につめて横のように記入してください。

名称	162-8668	職名	理事長
	東京都新宿区若松町 19-1	代表者 ふりがな氏名	ゆき 統計 太郎
所在地	(社) 若松研究情報センター 総務課長 殿	記入者 ふりがな氏名	紙務部 紙務課 科学 学
	3	電話	市外局番 局番 番号 内線 03 - 5273 - 1169 ()

ア この調査は平成 24 年 3 月 31 日現在で行います。

平成 年科学技術研究調査

調査票乙（非営利団体・公的機関）

平成 年 3 月 31 日現在

イ 代表者の職名、氏名を記入してください。

ウ 調査票を記入している方の所属、氏名を記入してください。

エ 調査票を記入している方の電話番号を記入してください。

オ 記載内容に変更等がある場合は、お手数ですが訂正してください。

用語の定義

○「研究」について

この調査における研究とは、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象としています。

研究とするもの（例）

- ・ 学術的な真理の探究
- ・ 基盤技術の研究開発
- ・ 新製品の開発
- ・ 既存製品の強化、改良（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く。）
- ・ 製品の特性を明らかにする試験研究
- ・ 新しい製造法・処理法の開発
- ・ 新しい材料の探求・開発

研究としないもの（例）

- ・ マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・ 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・ Q C活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）などを目的とした調査・分析
- ・ 政策に関連する調査・分析（中央省庁あるいは地方公共団体における既存の計画、政策、運営の分析や評価などをいいます。ただし学術的な行政研究・政策研究は「研究」です。）

○「研究関係業務」について

この調査は、研究関係業務について人数、費用などを調査します。この調査でいう「研究関係業務」とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計の事務など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務をいいます。（下記の例を参考にしてください。）

研究関係業務とするもの（例）

- ・ 研究に必要な思索・考案、情報・資料の収集・試作・実験・検査・分析・報告及び研究の実施に必要な機械・器具・装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動
- ・ パイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験（他法人から試作品の設計図を受け取り、その製作のみを請け負う業務は研究関係業務に含まれません。）
- ・ 新製品の開発、既存製品の改良等
- ・ 社会・経済に関する調査及び調査に基づく研究報告（定期的・定型的に実施される実態調査の類を除く。）
- ・ 研究に関する庶務・会計などの業務（技術研究組合の組合事務も含む。）
- ・ 具体的な研究課題の選定作業、及びそのために開かれる会議
- ・ 研究の受委託に関する事務

研究関係業務としないもの（例）

- ・ 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする活動、製品・半製品・生産物の品質管理に関する活動及び経常的な土壌・大気等の検査・試験・測定・分析活動
- ・ パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備などの設計
- ・ 一般的な地形図の作成、あるいは、地下資源を探するための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集
- ・ 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- ・ 一般従業員の研修・訓練などの業務
- ・ 市場調査、技術サービス（保守・管理等）、販売分析など
- ・ 貴金属、衣料品等のデザイン関係
- ・ 年間事業計画など、一般的な活動方針に関する会議・委員会

調査票第1面

〔1〕研究実施の有無

前年度に研究活動を行ったか否か、研究活動の実施状況によって、選択肢1, 2, 3のいずれかをぬりつぶし、該当する質問に進んでください。

「研究」の定義については4～5ページの説明を参照してください。

【1】研究実施の有無を記入してください

301	1 内部で研究を実施している <small>(内部で研究を実施してなくても 貴法人が給与等を支給して外部で研究関係業務を行っている出向者がある場合を含みます (この場合は【7】から【10】は記入不要です))</small>	<input checked="" type="radio"/>	→	【2】から【15】まで
	2 内部で研究を実施していないが 外部に研究費を支出している	<input type="radio"/>	→	【14】 【15】
	3 研究を実施していない	<input type="radio"/>	→	終了です

〔2〕従業者総数

平成24年3月31日現在の研究関係従業者のみならず、貴法人全体の従業者をいいます。ここには有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1か月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。

※ 3月31日付退職者や他法人へ派遣している者も含めてください。逆に他法人から派遣されている者は含めないでください。

〔3〕支出総額

平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の決算の収支計算書、損益計算書等をもとに、支出額の総額を記入してください。この支出総額は後述「〔1.1〕内部で使用した研究費」の総額のことではなく、研究以外の部門も含んだ法人全体としての支出額です。

ただし、借入金の返済、引当金、有価証券等購入の金額は含めません。

〔4〕主な事業及び研究の内容

法人の主な事業概要、研究課題について簡単に記入してください。

事業や研究が多岐に渡り、記入が困難・煩雑な場合は、案内パンフレット等(コピー可)を同封してお送りください。

調査票第2面

〔5〕支所・分場の名称及び所在地

貴組織における支所・分場・センター等の名称及び所在地を記入してください。

なお、申告していただく数値にその支所・分場・センター等の数値が含まれている場合は「○」を、含まれていない場合は「×」を名称の前に記入してください。

記入しきれない場合は、適宜別の用紙に記入して送付してください。

〔5〕支所・分場の名称及び所在地を記入してください

305	名 称	所 在 地
	○ 霞が関分室	千代田区霞が関 2-1-2
	× 九段計算センター	九段南1丁目

【記入例】

支所・分場・センター等として、霞が関分室と九段計算センターがあり、このうち霞が関分室の数値は申告する数値に含まれているが、九段計算センターの数値は含まれていない場合。

〔6〕研究内容の学問別区分

複数の分野に渡って研究が行われている場合には、関係する分野をそれぞれぬりつぶし、最も中心となる研究の学問分野について「うち主なもの」をぬりつぶしてください。

〔6〕研究内容の学問別区分について該当するすべてを選んでください（学問別区分が2つ以上の項目にわたる場合は、そのうち主なものを1つ選んでください）

306 学 問 別 区 分	1 文 学	2 経 済 学	3 社 会 学	4 社 会 学 ・ 人 文 学 ・ 其 他	5 理 学	6 工 学	7 農 学	保 健		10 教 育 学	11 其 他
								8 医 学 ・ 歯 学	9 其 他		
該 当 区 分	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○
うち主なもの	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○

- (1) 環境保護については、地球環境全般や動植物保護については「5 理学」を、環境対策技術については「6 工学」・「7 農学」など対応する学問分野を選択してください。
- (2) 情報処理については、情報処理の数学的理論は「5 理学」を、実際のハードウェア開発、ソフトウェア開発については「6 工学」を選択してください。
- (3) 体育学やスポーツ科学は「10 教育学」を選択してください。
- (4) 芸術と家政学は「11 その他」を選択してください。
- (5) 12～13 ページの「研究者専門別内訳の内容例示」も参考にしてください。

調査票第2面

〔7〕研究関係従業者数

「研究関係従業者」について

「研究関係従業者」とは、「研究関係業務とするもの」（5ページの説明を参照）に従事している者をいいます。

(1) 平成24年3月31日現在の研究関係従業者数について記入してください。(3月31日付の退職者も含めます。)

(2) 研究関係従業者には、(ア) 貴法人の従業者(他法人へ出向※させている者を除く。)のほか、(イ) 貴法人が受け入れている労働者派遣法に基づく派遣労働者、(ウ) 貴法人が受け入れている出向※者を含みます。

※ 出向とは、ある者が自己の使用者を離れて第三者の下で就労すること(請負、委任を除きます。)をいいます。

(注) ここでは〔2〕従業者総数とは違い、他法人から派遣されている者が含まれ、他法人へ派遣している者は含まれないのでご注意ください。

(3) 研究関係従業者の区分については、下表の基準に従ってください。

研究関係従業者の区分	
①研究者	大学(短期大学を除く。)の課程を修了した者、又はこれと同等以上の専門的知識を有する者(学歴を問わない。)で、特定のテーマをもって研究を行っている者をいいます。
主に研究に従事する者	業務のうち研究関係業務に従事した時間が主である者をいいます。
研究を兼務する者	業務のうち研究関係業務に従事した時間が主でない者をいいます。
②研究補助者	研究者の指示に従い資料収集、検査・測定、試験、記録、経常的観測作業などに従事して、研究者を補助する者をいいます。
③技能者	研究活動に対して専門的な技術サービスを提供することを職務とする者をいいます。検査・測定専門の技師、無菌動物の飼育に従事する者、試験用材料の作成・加工に従事する者などが該当します。
④研究事務その他の関係者	庶務、経理、福利厚生など、研究組織・施設を運用するために必要な関係者すべてをいい、 <u>運転や清掃、警備などの間接サービスを行う人は除きます。</u> また、特に専門的な能力を要しない研究関係業務(例えば試験用農場の手入れなど。)に従事する労働者もここに含まれます。
研究者のうち博士号取得者	「①研究者」欄に記入した者のうち、博士号を取得している者の数を記入してください。この欄には、あん分した値ではなく実数を記入してください。

(4) 記入の範囲及び区分方法の具体例

ア 研究部門の管理者

研究者としての経験のある研究関係部門の管理者（研究所長など）は「研究者」に含め、研究者としての経験がない管理者は「研究事務その他の関係者」とします。

イ ソフトウェア開発者については、下記を参考に記入してください。

研究者：システム設計，プログラム構造定義など，製品又はその一部を考案・設計する立場の者

研究補助者：研究者の設計に従い，コーディング作業のみを行う者

研究事務その他の関係者：製品開発に必要なデータエントリー作業に従事する者

なお，法人内の製品開発とは関係のない，受託業務として行われるデータエントリー作業に従事する者は，「研究関係従業者」には含まれません。

ウ 人材派遣

労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されて研究関係業務に従事している者は，すべて記入してください。

エ 技術研究組合の研究関係従業者

企業等の業務を主としている研究関係従業者は，その勤務の態様に関わらず，すべて除いてください。（企業等も当調査の対象となっているため，二重計上を防ぐための措置です。）

（記入欄に記入する値の計算方法を，次のページに掲載しています。）

調査票第2面

(5) 研究関係従業者数の記入方法

- ア 平成 24 年 3 月 31 日現在の研究関係従業者数について、「実数」と「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を記入してください。また、女性の研究関係従業者数についても「実数」で記入してください。
- イ 「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」の記入に当たって、研究関係業務に従事した時間が個人単位で把握できない場合は、組織の単位ごとの見積りにより計算してください。あん分比率が実数に対して 100%の場合も実数と同じ値を必ず記入してください。
- ウ 週の特定日勤務の者、短時間勤務の者の「実際に研究関係業務に従事した割合」を記入する場合、例えば、週 5 日の勤務を通常の勤務形態とする法人で、一日の全てを研究に費やす研究者が週 4 日勤務する場合は、「主に研究に従事する者」としてください。週 3 日勤務する場合は、「研究を兼務する者」として、 $3日 \div 5日 = 0.6$ をその者の割合としてください。

【7】研究関係従業者数（3月31日現在）を記入してください

	実数 ⑤		実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値⑤
	総数	うち女性	
総数 (308, 311~313の計 315, 318~320の計)	307 万 千 百 十 一 人 2 8	314 万 千 百 十 一 人 8	_____
研究者 ①	308 2 3	315 6	_____
	主に研究に従事する者 309 1 3	316 4	_____
研究を兼務する者 ②	310 1 0	317 2	321 万 千 百 十 一 人 6
研究補助者 ③	311 .	318 .	322 .
技能者 ④	312 2	319 .	323 1
研究事務その他の関係者 ⑤	313 3	320 2	324 0
研究者のうち博士号 取得者	325 万 千 百 十 一 人 3		

業務のうち研究関係業務に従事した時間の割合に相当する人数を記入します。
 例えば、研究者が 10 人いて、実際に研究業務に従事した時間の割合が各者とも 6 割の場合は、 $10人 \times 0.6 = 6人$ と記入します。

技能者が 2 人いて、実際に研究関係業務に従事した時間の割合をみると、1 人が 6 割で、他の 1 人が 4 割の場合は、 $(1人 \times 0.6) + (1人 \times 0.4) = 1人$ と記入します。

研究事務その他の関係者が 3 人いて、実際に研究関係業務に従事した時間をみると、1 人が 2 割で、他の 2 人が 1 割の場合は、 $(1人 \times 0.2) + (2人 \times 0.1) = 0.4 \approx 0人$ と記入します。

※四捨五入した数値が 0 になった場合は 0 を記入します。
 ※該当の数値が無い場合は何も記入しません。

調査票第3面

〔8〕採用・転入研究者数

平成23年4月1日から24年3月31日の間に、貴法人に採用された者又は転入した者で、研究者要件を満たす者の転入前の勤務先を、26～27ページの「組織分類表」区分に従って記入してください。

- (1) 出向は含みます。出向の定義は8ページの「〔7〕研究関係従業者数(2)※」に同じです。
- (2) 法人内の異動は含みません。国・公営研究機関については同一研究機関内異動は含みません。
- (3) 合併、分割、統合による増減は含みません。

ア 「新規採用者」とは、いわゆる新卒採用者をいいます。最終学歴修了後、アルバイトやパートタイムの勤務、大学や研究機関の臨時職員としての雇用などの経験のみの者もここに区分してください。

【8】採用・転入研究者数を記入してください

採用・転入研究者合計 (327～332の計)	326	万	千	百	十	人
	・	・	・	・	・	3
新規採用者	327	・	・	・	・	・
転入者	会社	328	・	・	・	・
	非営利団体	329	・	・	・	2
	公的機関	330	・	・	・	・
	大学等	331	・	・	・	1
	その他	332	・	・	・	・

イ 「転入者」とは、新規採用者を除く者をいいます。

- a 「会社」（「うち親子会社」を含む。）、「非営利団体」、「公的機関」、「大学等」は、国内の組織をいいます。
- b 「非営利団体」には、医療法人も含みます。詳しくは27ページをご覧ください。
- c 「公的機関」とは、26～27ページ「組織分類表」の「公的機関」のうち、「③国・公立大学」を除く組織をいいます。
- d 「その他」とは、外国の組織から転入した者のほか、自営業の者、無職の者をいいます。ただし、1年以内に前職がある場合には、その前職に従って区分してください。

〔9〕転出研究者数

「〔8〕採用・転入研究者数」と同様の要領で、「〔9〕転出研究者数」を記入してください。なお、退職者（3月31日付の者も含む。）も「転出研究者数」に含めてください。

※ 3月31日付退職者は〔2〕の「従業者総数」、〔7〕の「研究関係従業者数」にも含めます。

調査票第3面

〔10〕研究者の専門別内訳

「〔7〕研究関係従業者数」で記入した研究者（符号308）を、その専門的知識別に分類して記入してください。専門的知識による分類が困難な場合には、最終学歴を参考にして記入してください。ただし、就職後学歴とは異なる業務に従事している場合には、学歴で判断せず、現在の業務内容を優先させて判断してください。専門分野については、本ページ下段からの「研究者専門別内訳の内容例示」を参考してください。

※ ソフトウェア開発者については、理学の「情報科学」に含まれます。

合 計		総 数		うち女性		
[335～360 の計 362～387 の計]		334	361	334	361	
		万 千 百 十 一 人	万 千 百 十 一 人	万 千 百 十 一 人	万 千 百 十 一 人	
		23	6			
人文・社会科学部門	人文科学	文学	335	335	335	
	その他	336	336	336		
	社会科学	商学・経済	337	337	337	
	社会学	338	338	338		
	その他	339	339	339		
自然科学部門	理学	数学・物理	340	340	340	
		情報科学	341	341	341	
		化学	342	342	342	
		生物学	343	343	343	
		地学	344	344	344	
	農学（続き）	農学	農林	352	352	352
		獣医・畜産	353	353	353	
		水産	354	354	354	
		その他	355	355	355	
		工学（続き）	土木・建築	348	348	348
工学	材料	349	349	349		
	繊維	350	350	350		
	その他	351	351	351		
	心理学	360	360	360		
	その他（教育職など）	383	383	383		
工学	機械・船舶・航空	346	346	346		
電気・通信	347	347	347			
その他	345	345	345			
その他	345	345	345			

合計（符号334）が、「〔7〕研究関係従業者数の研究者（符号308）と同じ人数になるので、注意してください。同様に、「うち女性」の合計（符号361）も「うち女性」の研究者（符号315）と同じ人数になります。

研究者専門別内訳の内容例示（右のページに続きます。）

部門別	区 分	内 容 例 示	
人文・社会科学部門	人文科学	文学	文学，文芸学，言語学，外国文学，児童文学など
	社会科学	その他	史学，地理学，哲学，宗教学，人文学，文化学，図書館学，文化人類学，人間関係学，行動科学など ※心理学は、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。
	社会科学	商学・経済	商学，経済学，経営学，会計学，流通学，金融学，産業学，経営工学，経営情報学，経済情報学，経営システム学など
	社会科学	社会学	社会学，新聞学，広報学，社会福祉学，介護福祉学，観光学など
社会科学部門	その他	法学，政治学，行政学，国際関係学，政策科学など ※社会心理学，福祉心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。	

部門別	区 分	内 容 例 示
	数 学 ・ 物 理	数学，数理学，情報数理学，計算科学，物理学，物性学，天文学，宇宙物理学など
	情 報 科 学	情報科学，計算機科学，ソフトウェア学，ソフトウェア工学など
	化 学	化学，基礎化学，高分子学，生物応用化学など
	生 物	生物学，生化学，動物学，植物学，生物科学，生物資源学，生命科学など
	地 学	地質学，鉱物学，地球科学，地理学など
	そ の 他	海洋科学，経営理学，物質理学など
自 然 科 学 部 門	機 械 ・ 船 舶 ・ 航 空	機械工学，精密機械工学，交通機械工学，生産工学，機械情報工学，機械電子工学，機械制御工学，ロボティックス学，船舶工学，航空宇宙工学など
	電 気 ・ 通 信	電気工学，通信工学，電子工学，電子材料工学，電子物理工学，情報処理工学，情報システム工学，電子制御システム工学，メディア通信工学，情報ネットワーク学，光システム工学など ※ソフトウェア学やソフトウェア工学等のソフトウェア開発に関する分野は、「理学」の「情報科学」に記入してください。
	土 木 ・ 建 築	土木工学，建築工学，交通工学，都市工学，都市システム工学，建設都市工学，環境建設学，環境デザイン工学，環境計画学など
	材 料	鉱山学，資源工学，鉱山土木学，金属工学，金属材料学，機械材料工学，材料機能工学，材料加工学，材料工学，森林工学，材料プロセス工学など
	織 維	繊維工学，繊維化学，繊維染科学，繊維機械学，有機材料工学，高分子材料工学など
	そ の 他	応用化学，応用物理学，写真工学，印刷工学，画像工学，音響設計学，原子力工学，エネルギー工学，経営工学，システムマネジメント工学，社会システム工学，福祉環境工学，環境設計学，工芸学，工業デザイン学など
農 学	農 林	農学，園芸学，農業生物学，経営農学，農業生産学，植物防疫学，環境緑地学，林学，森林科学，植物資源学など
	獣 医 ・ 畜 産	獣医学，畜産学，酪農学，畜産経営学，畜産食品工学，動物資源科学など
	水 産	水産学，漁業学，増殖学，水産養殖学，栽培漁業学，水産化学，水産食品学，海洋生物資源学など
	そ の 他	農芸化学，園芸化学，醸造学，食品化学，食品栄養学，農業工学，農業土木学，生産環境学，環境保護学，環境資源科学，農林生産学，農業経済学，食品流通学など
保 健	医 学 ・ 歯 学	医学，歯学
	薬 学	薬学，薬剤学，衛生薬学，製薬学など
	そ の 他	看護学，保健衛生学，医療工学，臨床検査技術学，理学療法学，栄養学，医療経営管理学など ※臨床心理学等の心理学に関する分野については、「その他の部門」の「心理学」に記入してください。
そ の 他 の 部 門	心 理 学	心理学，臨床心理学，こども心理学，社会心理学，行動心理学，福祉心理学，教育心理学など
	そ の 他 (教育学など)	商船学，航海学，家政学，食物栄養学，住居学，生活環境学，教育学，美術学，音楽学など

調査票第4面

〔11〕 内部で使用した研究費

「研究費」について

この調査における「研究費」とは、「研究関係業務」を行うために支出されたあらゆる経費をいい、具体的には以下のような経費です。

- (1) 研究関係業務に従事する者（出向者を含む）に対する給与，社会保険料，福利厚生費等の人件費
- (2) 研究用消耗品を購入した原材料費
- (3) 研究施設，研究用装置などの有形固定資産の取得費用
- (4) 研究のためのコンピュータなどのリース契約に基づき支払ったリース料
- (5) 賃借料，火災保険料，光熱水道費，印刷・図書費など，その他の経費

なお，記入に当たっては，企業会計原則（発生主義）とは異なることにご留意ください。

- (1) 平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間分の支出について記入してください。例えば12月末決算の場合は，平成23年12月末期（23年1月～23年12月）について記入してください。
- (2) 人件費，原材料費，リース料及びその他の経費については，決算日末に未払い分が残っていれば，その分を含めて記入してください。

購入した有形固定資産の支払い方法が割賦などの場合は，平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に支払った額ではなく，購入価格の合計を記入してください。

総 額 (389～391, 395, 396の計)	388	千	百	十	千	百	十	万	円
	7	1	0	0	0				
人 件 費 ①	389	2	2	6	8	8			
原 材 料 費 ②	390	1	9	1	2	7			
有形固定資産の 購入費 ③	391	6	1	0	0				
土地・建物など	392	6	3	0					
機械・器具・装置 など	393	4	9	4	0				
その他の有形固 定資産	394	5	3	0					
リ ー ス 料 ④	395	1	8	5					
そ の 他 の 経 費 ⑤	396	2	2	9	0				

※ 技術研究組合について

技術研究組合としての研究課題を，組合員企業が引き受けて研究を行う場合があります。この研究に対して，技術研究組合から組合員企業に費用弁償として研究資金が支払われる場合がありますが，この金額を技術研究組合の「〔11〕 内部で使用した研究費」に含めて記入してください。（17 ページの説明参照）

①人件費

ア 給与、賞与、各種手当、退職金、福利厚生費、社会保険料の雇用主負担分など、研究関係従業者を雇用するために必要な経費全般をいいます。(退職給与引当金は除きます。)

なお、運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の経費は「その他の経費」に含めてください。

イ 労働者派遣法に従って人材派遣会社から派遣されている者にかかる費用は、人件費として記入します。

ウ 人件費は、「〔7〕研究関係従業者数」の「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」を求める際に乗じた割合を用いて計算のうえ、記入してください。

【記入例】

「〔7〕研究関係従業者数」において「実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値」2名を、5名 × 0.4 (4割) = 2 により求めた場合、当該5名分の人件費総額が2500万円であれば、次の額となります。

$$2500 \text{ 万円} \times 0.4 = 1000 \text{ 万円}$$

エ 貴法人から他法人へ出向している研究関係従業者は、「〔7〕研究関係従業者数」では記入の対象になりませんが、当該者に対して直接支給した給与等があれば、出向先において研究関係業務に従事した割合であん分した上で記入してください。

②原材料費 (消費税を含めて記入してください。)

ア 研究に必要な試作品費、消耗器材費、実験用小動物の購入費、えさ代などの費用です。

イ 外部に製作を委託した試作品、実験用模型などの費用も含めてください。

ウ 印刷費、図書費 (③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。) については「その他の経費」としてください。

③有形固定資産の購入費 (消費税を含めて記入してください。)

有形固定資産の購入費を「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」に分けて記入し、その合計を「有形固定資産の購入費」(符号391)に記入してください。

※ 「土地・建物など」「機械・器具・装置など」「その他の有形固定資産」の説明は次ページにあります。

④リース料 (消費税を含めて記入してください。)

リース契約 (ファイナンスリース含む。) に基づいて支払った金額を記入してください。

※ リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

⑤その他の経費 (消費税を含めて記入してください。)

ア 固定資産とならない少額の装置・備品等の購入費用はここに記入してください。

イ 外部に委託した試験・計測・検査などの費用もここに含めます。

ウ 賃借料、光熱水道費、通信費、火災保険料などの経費は、研究部門の経費とみなされる分を、人数などによりあん分して記入してください。

エ 研究のための有形固定資産にかかる固定資産税や研究のために要した旅費、印刷費、図書費 (③有形固定資産の購入費に含まれるものを除く。) などもここに含めます。

オ 運転や警備、清掃などの間接サービスを行う人の費用はここに含めます。

※ 研究が行われている限り、この欄が「0」となることは通常ありません。記入漏れに注意してください。

調査票第4面

「③有形固定資産の購入費」の内訳について

③-1 土地・建物など

- ア 不動産取得の際にかかる手数料、税も含まれます。
- イ 船舶や航空機も含まれます。
- ウ 新規取得のほか、修繕や増築、改造の費用も記入してください。
- エ 会計上の修繕引当金は（実際に支出した費用ではないので）記入しないでください。
- オ 研究以外の業務との共用施設の場合、床面積などを基準にして、研究部門の経費分をあん分して記入してください。

（例）1億円の建物を建築し、そのうち約5分の1の面積を研究部門が使用している場合は、2000万円と記入してください。

③-2 機械・器具・装置など

- ア 有形固定資産として計上される耐用年数が1年以上で、かつ取得金額が10万円以上の装置、備品等（この条件に当てはまる限り図書も含まれます。）の購入費を記入してください。
 - イ 減価償却費ではなく、実際の購入価額を記入してください。消費税も含めます。
 - ウ 不動産と同様に、研究以外の業務と共用の物品については、おおよその使用割合によりあん分して記入してください。
- ※ 機械・器具・装置の修繕費や移設費、ソフトウェアは「その他の経費」に含めてください。

③-3 その他の有形固定資産

- ア 建設仮勘定や、固定資産として扱われる動植物（牛・馬や果樹など「果実」を生産するもの）の購入費を記入してください。
- イ 建設仮勘定は、建築完了時に「土地・建物など」、「機械・器具・装置など」の項目と精算されるように記入します。

（例）前期までに建設仮勘定として7000万円を計上済みで、今期に1億円の建物と5000万円の装置が完成した。

(単位：万円)	
有形固定資産の購入費	8000
土地・建物など	10000
機械・器具・装置など	5000
その他の有形固定資産	-7000

完成総額を記入	
○完成総額（建物）	10000万円
○完成総額（装置）	5000万円
○前期までの建設仮勘定	
（前々期分）	3000万円
（前期分）	4000万円
合計	7000万円

前期までの建設仮勘定合計をマイナスで記入

技術研究組合における調査票の記入について

技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づいて設立された技術研究組合の場合、調査票の記入に当たって、調査票及び調査票記入上の注意に記載された事項のほか、技術研究組合の組合員企業との重複記入を避けるため、下記の要領に従ってください。

〔7〕研究関係従業者数（調査票2面）

- ・ 技術研究組合の業務を主とする研究関係従業者数を「研究者」、「研究補助者」、「技能者」及び「研究事務その他の関係者」に記入してください。

※ その研究関係従業者が実際に活動している場所が組合の施設か、組合員企業の施設かは問いません。組合員企業の施設で研究を行い、給与が組合員企業から支給されていたとしても、組合の業務を主としている場合は、組合の研究関係従業者とします。

〔11〕内部で使用した研究費（調査票4面）

①人件費

- ・ 組合が負担した給与・諸手当等だけを記入してください。組合員企業から支払われた人件費は組合員企業が記入するので、たとえ組合の業務を主とする研究者に対する給与であっても記入しないでください。

②原材料費、③有形固定資産の購入費、④リース料、⑤その他の経費

- ・ 組合員企業が組合の研究を行った場合、その経費が組合から組合員企業に対して費用弁償として支払われることがあります。この額を技術研究組合の「〔11〕内部で使用した研究費」に含めてください。（組合員企業の側ではこの費用弁償額を研究費として記入しません。）

〔14〕外部から受け入れた研究費（調査票6面）

- ・ 組合員企業から受領した賦課金も「〔14〕外部から受け入れた研究費」として記入してください。

〔15〕外部へ支出した研究費（調査票7面）

- ・ 組合員企業が組合の研究を行った場合に、組合から組合員企業に支払われた費用弁償額は、「〔15〕外部へ支出した研究費」ではなく「〔11〕内部で使用した研究費」に記入してください。（〔11〕内部で使用した研究費の説明参照。）
- ・ 組合員企業以外の企業に委託した研究については、「〔15〕外部へ支出した研究費」として記入します。

※ 組合の閉鎖等で精算事務が発生した場合の記入の仕方 ※

原則研究目的で設立されている為、清算事務も研究費となり、精算事業にかかわった人数と人件費について記入してください。

調査票第5面

〔12〕理学，工学，農学，保健の性格別研究費

- (1) 総額（符号 397）には、自然科学の研究のみを行っている場合は「〔11〕内部で使用した研究費」の「総額」（符号 388）をそのまま転記し、その額を「基礎研究費」・「応用研究費」・「開発研究費」に区分して記入してください。

人文・社会科学の研究を行っている場合は、その分の研究費を除いて記入してください。
なお、人文・社会の研究しか行っていない場合には、この欄は記入不要です。

- (2) 基礎研究費・応用研究費・開発研究費の区分については、調査票にある定義に従って記入してください。

総 額 (398~400 の計)	397 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 □ □ □ □ □ 70000
基 礎 研 究 費 ①	398 □ □ □ □ □ 21000
応 用 研 究 費 ②	399 □ □ □ □ □ 37000
開 発 研 究 費 ③	400 □ □ □ □ □ 12000

【記入例】〔11〕内部で使用した研究費7億1000万円のうち、自然科学の分野に使用した研究費が7億円、そのうち基礎研究に2億1000万円、応用研究に3億7000万円、開発研究に1億2000万円使用した場合。人文・社会科学の分野に使用した研究費はここには記入しません。

(参考)

- ①基礎研究…… 自然界に存在する科学的な事実（理論，法則，物質，属性，性質，現象など）を発見・立証する研究です。その研究成果は「もとから存在するもの」なので、通常は研究成果の排他的な利用権を主張することはできません。（研究成果を他者に公開することは拒否できても、他者が自らそれを発見し、利用することを妨げることにはできません。）そのため、基礎研究の成果は一般に学術論文の形で発表されます。
- ②応用研究…… 知られている科学的な事実（この場合は経験則を含む。）を、目的とする用途の役に立つかどうか調べる研究、あるいは既に何かに利用されているものを、別の用途に役立てられないか調べる研究です。「役立つように工夫する」ことも応用研究です。「科学的事実の利用方法」についての研究なので、その成果には一般に排他的な利用権（特許など）が認められます。
- ③開発研究…… 目的の用途に利用できることが確認できた科学的な事実を、実社会で実際に利用可能な形（装置や材料・薬品など）にする研究です。実社会で利用するために、社会的規制の必要から行われる研究（品質，安全性や経済性の確保など）も含まれます。

(例)

(例1) 電気関係

- 基礎研究 材料結晶の未知の電子構造を明らかにする研究
- 応用研究 センサーとして要求される属性（感度，応答速度など）を得るための，各種の条件下（温度，組成，結晶構造など）における電磁波吸収特性の試験研究
- 開発研究 新しい材料を利用した装置の開発

(例2) 医薬品関係

- 基礎研究 新しい化合物を創製してその構造・物性を解明し，生物に対する効果の探索を行う（スクリーニング）研究
- 応用研究 製品化の候補となる物質について，副作用の検討と初期の臨床試験を行い，医薬品としての適応性を確かめる研究
- 開発研究 工業的製造法の開発と，申請用臨床試験の実施

(例3) ソフトウェア関係

- 基礎研究 声紋に関する物理学的研究，人の音声に最適な量子化（アナログ／デジタル変換）方法の研究，データ化された音声の数値解析に関する研究
- 応用研究 実用可能な音声認識アルゴリズムの開発，音声認識処理に最適化されたOSの開発（音声認識という「情報処理」を，ソフトウェアとして役立つようにするための研究開発）
- 開発研究 音声認識処理プログラム，及びそれを組み込んだアプリケーションの開発

調査票第5面

〔13〕 特定目的別研究費

「〔11〕 内部で使用した研究費」の総額のうち、政府が最優先に取り組むべき課題である「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」の3分野と、「ライフサイエンス分野」、「情報通信分野」、「環境分野」、「物質・材料分野」、「ナノテクノロジー分野」、「エネルギー分野」、「宇宙開発分野」、「海洋開発分野」の8分野の各研究に該当する金額を記入してください。（下記の記入例を参照してください。）

研究がどの分野に該当するかについては、次のページの内容例示を参照してください。

また、研究内容が表中の複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してください。この場合、複数の分野に金額が重複していても構いません。

3分野、もしくは8分野の研究費の合計額が「〔11〕 内部で使用した研究費」の総額の総額を超えていても構いません。ただし、個々の分野の金額が「〔11〕 内部で使用した研究費」の総額を超えることはありません。

※ 人件費に相当する額の記入が漏れやすいので、注意してください。

【記入例】

〔11〕 内部で使用した研究費が総額7億1000万円の場合、3分野では、7億1000万円のうち、3億6000万円が「グリーンイノベーションの推進」に関係している研究です。また8分野では、7億1000万円のうち、すべて「情報通信分野」の研究であるが、そのうち3億円は「環境分野」に、6000万円は「ナノテクノロジー分野」に、3億5000万円は「エネルギーの分野」にも関係している研究です。

震災からの復興、再生の実現	401	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円										
グリーンイノベーションの推進	402					3	6	0	0	0									
ライフサイエンス分野	404																		
情報通信分野	405					7	1	0	0	0									
環境分野	406					3	0	0	0	0									
物質・材料分野	407																		
グリーンイノベーションの推進	403																		
ライフイノベーションの推進	403																		
ナノテクノロジー分野	408									6	0	0	0						
エネルギー分野	409									3	5	0	0						
宇宙開発分野	410																		
海洋開発分野	411																		

【各分野の内容例示】

◎政府が最優先に取り組むべき3分野

<p>震災からの復興、再生の実現</p>	<p>被災地の産業の復興、再生 例)・汚染された土壌や水質等の改善改良、海洋生態系の回復、生産性の向上、農林水産物の安全性の向上等に関する研究 ・先端材料、部材等の拠点の再構築に向けて、その高品質化、生産設備、機器等の再生と高度化、安定的な供給体制の構築に資する研究</p> <p>社会インフラの復旧、再生 例)・家屋やビル、公園等の修繕や修復、港湾、空港、鉄道、橋梁、道路等の交通インフラ、さらに電気、ガス、上下水道、情報通信等の生活インフラの復旧、再生とその機能性、利便性、安全性の向上等に資する研究 ・公共施設等の防災機能の強化、民間も含めたネットワークの強化に向けた研究</p> <p>被災地における安全な生活の実現 例)・地震、津波等の調査観測等を充実、強化するための研究 ・二次災害防止のための、被災地における防災、減災対策に関する研究 ・被災地の人々の健康不安を解消し、精神的な安定を確保するための、心理学や精神医学等に基づく研究</p>
<p>グリーンイノベーションの推進</p>	<p>安定的なエネルギー供給と低炭素化の実現 例)・太陽光発電、バイオマス利用、風力発電、小水力発電、地熱発電、潮力・波力発電等の再生可能エネルギー技術の研究 ・燃料電池や蓄電池等のエネルギーの創出、蓄積システム、製造・輸送・貯蔵にわたる水素供給システム、超電導送電などの分散エネルギーシステムの研究 ・基幹エネルギーと分散エネルギーの両供給システム及びエネルギー需要システムを総合的に最適制御するスマートグリッド等のエネルギーマネジメントに関する研究及び自律分散エネルギーシステムの研究 ・火力発電の高効率化、高効率石油精製のほか、石炭ガス化複合発電等と二酸化炭素の回収及び貯留を組み合わせたゼロエミッション火力発電の実現などの基幹エネルギー供給源の効率化と低炭素化の研究 ・原子力に係る安全及び防災、放射線モニタリング、放射性廃棄物や汚染水の除染や処理、処分等に関する研究</p> <p>エネルギー利用の高効率化及びスマート化 例)・製造部門における化石資源の一層の効率的利用を図るため、製鉄等における革新的な製造プロセスや、ここで用いられる材料の高機能化、グリーンサステイナブルケミストリー、バイオファイナリー、革新的触媒技術に関する研究 ・住宅及び建築物の高断熱化、高効率家電及び照明、高効率給湯器（コジェネレーション、次世代型ヒートポンプシステム）、定置用燃料電池、パワー半導体、ナノカーボン材料などの技術に関する研究 ・次世代自動車に用いられる蓄電池、燃料電池、パワーエレクトロニクスによる電力制御等のエネルギー利用の革新を目指した研究 ・高効率輸送機器（次世代自動車、鉄道、船舶、航空機）やモーダルシフト等の物流効率化に関する研究 ・次世代の情報通信ネットワークに関する研究、情報通信機器やシステム構成機器の省エネルギー化、ネットワークシステム全体の最適制御に関する技術の研究</p>

<p>グリーンイノベーションの推進(続き)</p>	<p>社会インフラのグリーン化</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)・環境先進都市構築に向けて、高効率な交通及び輸送システムの構築に向けた研究 ・これまで人が通信主体であったネットワークに生活の中の全て電力で作動する人工物が通信主体として接続し、電力、ガス、水道、交通等の社会インフラと一体となった巨大ネットワークシステムに関する研究 ・高度水処理技術を含む総合水資源管理システムの構築に向けた研究 ・地球観測、予測、統合解析に関する技術の研究 ・気候変動や大規模自然災害に対応した都市や地域の形成、自然環境や生物多様性の保全、自然災害の軽減、持続可能な循環型食料生産の実現等の研究
<p>ライフイノベーションの推進</p>	<p>革新的な予防法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)・社会的影響の大きい感染症や自然災害発生時に急速に影響が拡大する感染症等を対象とした予防効果の高いワクチンの研究開発 ・認知症等の発病防止や早期診断、進行の遅延技術等の研究 <p>新しい早期診断法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)・早期診断に資する微量物質の同定技術等の新たな検出法と検出機器や新たなマーカーの探索や同定など、精度の高い早期診断技術の研究 ・より小型で侵襲が少ない高性能の内視鏡等の肉眼視技術・機器や3次元映像法などの早期診断に資する新たなイメージング技術の研究 <p>安全で有効性の高い治療の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)・核酸医薬、ドラッグデリバリーシステム等の革新的な治療方法の確立を目指した研究 ・疾患の層別化、階層化等に基づく創薬を推進し、国民の遺伝背景に基づいた副作用の少ない医薬品の投与法の研究 ・放射線治療機器、ロボット手術器等の新しい医療機器の研究、内視鏡と治療薬の融合など診断と治療を融合させる薬剤や機器の研究、遠隔診断、遠隔治療技術とそれを支援する画像情報処理技術の研究 ・iPS細胞、ES細胞、体性幹細胞等の体内及び体外での細胞増殖・分化技術の研究、その標準化と利用技術、安全性評価技術に関する研究 <p>高齢者、障害者、患者の生活の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 例)・生活支援ロボットやブレインマシンインターフェース機器等の高齢者や障害者の身体機能を代償する技術、自立支援や生活支援を行う技術、高度なコミュニケーション支援に関する技術の研究、さらには介護者を支援する技術に関して、安全評価手法の確立も含めた研究 ・がん患者や高齢者の終末期における精神的、肉体的苦痛を取り除く緩和医療の研究

◎ 8分野

ライフサイエンス分野	生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。
情報通信分野	集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア（OS 等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。）に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。
環境分野	自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。
物質・材料分野	情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー分野	ナノ（10億分の1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。
エネルギー分野	化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含まれます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含まれます。
宇宙開発分野	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。
海洋開発分野	魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。

調査票第6面

〔14〕外部から受け入れた研究費

ア 左側の「受入額」の欄には、外部から受け入れた研究費を、26～27ページの「組織分類表」によって分類して記入してください。

総 額 〔 413～424 の計 〕 〔 426～437 の計 〕		受 入 額							うち内部で使用した研究費														
		412	千	百	十	億	千	万	十	万	万	円	425	千	百	十	億	千	万	十	万	万	円
公 的 機 関	国・地方公共団体	国	413																				
		地方公共団体	414																				
		国・公立大学	415																				
		国・公営の研究機関	416																				
		その他	417																				
	特 殊 立 法 行 政 法 人	研 究 所 等	418																				
公 庫 等		419																					
そ の 他		420																					
会 社		421																					
私 立 大 学		422																					
非 営 利 団 体		423																					
外 国		424																					

イ 右側の「うち内部で使用した研究費」の欄には、左側の額のうち、平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に内部で使用した分（「〔11〕内部で使用した研究費」に含まれている額）を記入してください。

研究の再委託，来期への繰り越しを行っていないならば、「受入額」が「うち内部で使用した研究費」と同じ額になります。

- (1) 研究を行うことを目的として受け入れた資金を記入します。ただし、試作品の受注生産や試験・検査などを外部から受託した場合の代金は「受け入れた研究費」には含めません。
なお、試作品、試験・検査などを委託した場合は、その委託費を「〔11〕内部で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入します。
- (2) 運営費交付金のうち研究目的に使用した資金は、「受け入れた研究費」に含めます。
- (3) 借入金など、いずれ返済される資金は、研究目的で使用したとしても「受け入れた研究費」には含めません。
- (4) 平成23年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に受け取り、未使用のまま繰り越した資金については記入しません。
なお、この資金を会計年度を区別せずに管理しているため、「うち内部で使用した研究費」がどの年度の分を使用したのか判別できない場合は、平成24年3月31日又はこの直近の決算日からさかのぼる1年間に受け入れた分を使用したものとみなします。

調査票第7面

〔15〕外部へ支出した研究費

- (1) 外部の企業、非営利団体・公的機関、大学等へ研究を行わせることを目的として支出した費用を記入してください。
試作品の製作や試験・検査などを外部委託した場合、その費用は「外部へ支出した研究費」ではなく、「〔11〕内部で使用した研究費」（原材料費、その他の経費）に記入してください。
- (2) 運営費交付金から外部へ研究費として支出した金額は、うち自己資金から支出した研究費には記入しません。
- (3) 支出先の分類については26～27ページ「組織分類表」に従って記入してください。
技術研究組合へ支出した賦課金は、「非営利団体」に記入してください。

組織分類表

区分		区分の説明																																																				
国・地方公共団体	①国	③, ④のいずれにも該当しない国の組織																																																				
	②地方公共団体	③, ④, ⑤のいずれにも該当しない地方公共団体の組織																																																				
	③国・公立大学	国公立の大学(大学院研究科, 大学附属病院, 附属研究施設を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構																																																				
	④国・公営の研究機関	国立・公立の研究所, 研究センター, 病院附属研究所, 試験場, 検査場, 教育センター, 科学センター, 技術センター, 環境センター, 森林センター, 海洋センターなど																																																				
	⑤その他	上水道・簡易水道・工業用水道事業, 交通事業, 電気事業, ガス事業, 下水道事業, 病院事業(病院附属研究所を除く。), 市場事業, と畜事業, 観光施設事業, 駐車場事業などの公営事業																																																				
公的機関(次ページへ続く)	特殊法人・独立行政法人(次ページへ続く)	⑥研究所等	<p>○独立行政法人</p> <table border="0"> <tr> <td>医薬基盤研究所</td> <td>国立美術館</td> <td>物質・材料研究機構</td> </tr> <tr> <td>宇宙航空研究開発機構</td> <td>国立文化財機構</td> <td>防災科学技術研究所</td> </tr> <tr> <td>海上技術安全研究所</td> <td>酒類総合研究所</td> <td>放射線医学総合研究所</td> </tr> <tr> <td>沖縄科学技術研究基盤整備機構</td> <td>産業技術総合研究所</td> <td>理化学研究所</td> </tr> <tr> <td>海洋研究開発機構</td> <td>情報通信研究機構</td> <td>労働安全衛生総合研究所</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興機構</td> <td>新エネルギー・産業技術総合開発機構</td> <td>労働政策研究・研修機構</td> </tr> <tr> <td>経済産業研究所</td> <td>森林総合研究所</td> <td>国立がん研究センター</td> </tr> <tr> <td>建築研究所</td> <td>水産総合研究センター</td> <td>国立国際医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>交通安全環境研究所</td> <td>水産大学校</td> <td>国立循環器病研究センター</td> </tr> <tr> <td>港湾空港技術研究所</td> <td>電子航法研究所</td> <td>国立成育医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国際農林水産業研究センター</td> <td>土木研究所</td> <td>国立精神・神経医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>日本学術振興会</td> <td>国立長寿医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>国立科学博物館</td> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立環境研究所</td> <td>農業環境技術研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立健康・栄養研究所</td> <td>農業・食品産業技術総合研究機構</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立女性教育会館</td> <td>農業生物資源研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立特別支援教育総合研究所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	医薬基盤研究所	国立美術館	物質・材料研究機構	宇宙航空研究開発機構	国立文化財機構	防災科学技術研究所	海上技術安全研究所	酒類総合研究所	放射線医学総合研究所	沖縄科学技術研究基盤整備機構	産業技術総合研究所	理化学研究所	海洋研究開発機構	情報通信研究機構	労働安全衛生総合研究所	科学技術振興機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構	労働政策研究・研修機構	経済産業研究所	森林総合研究所	国立がん研究センター	建築研究所	水産総合研究センター	国立国際医療研究センター	交通安全環境研究所	水産大学校	国立循環器病研究センター	港湾空港技術研究所	電子航法研究所	国立成育医療研究センター	国際農林水産業研究センター	土木研究所	国立精神・神経医療研究センター	国民生活センター	日本学術振興会	国立長寿医療研究センター	国立科学博物館	日本原子力研究開発機構		国立環境研究所	農業環境技術研究所		国立健康・栄養研究所	農業・食品産業技術総合研究機構		国立女性教育会館	農業生物資源研究所		国立特別支援教育総合研究所		
		医薬基盤研究所	国立美術館	物質・材料研究機構																																																		
宇宙航空研究開発機構	国立文化財機構	防災科学技術研究所																																																				
海上技術安全研究所	酒類総合研究所	放射線医学総合研究所																																																				
沖縄科学技術研究基盤整備機構	産業技術総合研究所	理化学研究所																																																				
海洋研究開発機構	情報通信研究機構	労働安全衛生総合研究所																																																				
科学技術振興機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構	労働政策研究・研修機構																																																				
経済産業研究所	森林総合研究所	国立がん研究センター																																																				
建築研究所	水産総合研究センター	国立国際医療研究センター																																																				
交通安全環境研究所	水産大学校	国立循環器病研究センター																																																				
港湾空港技術研究所	電子航法研究所	国立成育医療研究センター																																																				
国際農林水産業研究センター	土木研究所	国立精神・神経医療研究センター																																																				
国民生活センター	日本学術振興会	国立長寿医療研究センター																																																				
国立科学博物館	日本原子力研究開発機構																																																					
国立環境研究所	農業環境技術研究所																																																					
国立健康・栄養研究所	農業・食品産業技術総合研究機構																																																					
国立女性教育会館	農業生物資源研究所																																																					
国立特別支援教育総合研究所																																																						
⑦公庫等	<p>(産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている法人(⑥研究所等を除く。))</p> <p>○独立行政法人</p> <table border="0"> <tr> <td>奄美群島振興開発基金</td> <td>中小企業基盤整備機構</td> <td>農林漁業信用基金</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構</td> <td>都市再生機構</td> <td>水資源機構</td> </tr> <tr> <td>石油天然ガス・金属鉱物資源機構</td> <td>農畜産業振興機構</td> <td>労働者健康福祉機構</td> </tr> </table> <p>○特殊法人、認可法人等</p> <table border="0"> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>日本下水道事業団</td> <td>日本中央競馬会</td> </tr> <tr> <td>地方競馬全国協会</td> <td>日本公認会計士協会</td> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>日本赤十字社</td> <td></td> </tr> </table>	奄美群島振興開発基金	中小企業基盤整備機構	農林漁業信用基金	住宅金融支援機構	都市再生機構	水資源機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	農畜産業振興機構	労働者健康福祉機構	沖縄振興開発金融公庫	日本下水道事業団	日本中央競馬会	地方競馬全国協会	日本公認会計士協会	日本放送協会	日本銀行	日本赤十字社																																				
奄美群島振興開発基金	中小企業基盤整備機構	農林漁業信用基金																																																				
住宅金融支援機構	都市再生機構	水資源機構																																																				
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	農畜産業振興機構	労働者健康福祉機構																																																				
沖縄振興開発金融公庫	日本下水道事業団	日本中央競馬会																																																				
地方競馬全国協会	日本公認会計士協会	日本放送協会																																																				
日本銀行	日本赤十字社																																																					

区 分		区 分 の 説 明
公的機関 (続き)	特殊法人・独立行政法人 (続き)	<p>(③「国・公立大学」「⑥研究所等」「⑦公庫等」「⑨会社」「⑩私立大学」に分類されないもの)</p> <p>○独立行政法人</p> <p>医薬品医療機器総合機構 海技教育機構 海上災害防止センター 家畜改良センター 環境再生保全機構 教員研修センター 勤労者退職金共済機構 空港周辺整備機構 原子力安全基盤機構 航海訓練所 工業所有権情報・研修館 航空大学校 高齢・障害者雇用支援機構 国際観光振興機構 国際協力機構 国際交流基金 国立印刷局</p> <p>国立公文書館 国立青少年教育振興機構 国立大学財務・経営センター 雇用・能力開発機構 国立病院機構 自動車検査独立行政法人 自動車事故対策機構 種痘管理センター 情報処理推進機構 製品評価技術基盤機構 造幣局 大学入試センター 大学評価・学位授与機構 駐留軍等労働者労務管理機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 統計センター 日本学生支援機構</p> <p>日本芸術文化振興会 国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園 日本高速道路保有・債務返済機構 日本スポーツ振興センター 日本万国博覧会記念機構 日本貿易振興機構 日本貿易保険 年金・健康保険福祉施設整備機構 年金積立金管理運用独立行政法人 農業者年金基金 農林水産消費安全技術センター 福祉医療機構 平和祈念事業特別基金 北方領土問題対策協会 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 地方独立行政法人</p> <p>○特殊法人、認可法人等</p> <p>企業年金連合会 危険物保安技術協会 漁船保険中央会 銀行等保有株式取得機構 軽自動車検査協会 建設業労働災害防止協会 高圧ガス保安協会 鉱業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 国家公務員共済組合連合会 自動車安全運転センター 社会保険診療報酬支払基金 消防団員等公務災害補償等共済基金 石炭鉱業年金基金 全国漁業共済組合連合会 全国健康保険協会</p> <p>全国市町村職員共済組合連合会 全国社会保険労務士会連合会 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 全国農業会議所 全国農業協同組合中央会 地方議会議員共済会 地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 中央職業能力開発協会 中央労働災害防止協会 日本勤労者住宅協会 日本下水道事業団 日本公認会計士協会 日本小型船舶検査機構 日本行政書士会連合会</p> <p>日本司法支援センター 日本司法書士会連合会 日本商工会議所 日本消防検定協会 日本税理士会連合会 日本電気計器検定所 日本土地家屋調査士会連合会 日本年金機構 日本弁理士会 日本水先人会連合会 日本郵政共済組合 農水産業協同組合貯金保険機構 農林中央金庫 預金保険機構 労働災害防止団体</p>
		⑧その他
⑨会社	株式会社(日本たばこ産業株式会社, 日本電信電話株式会社, 高速道路株式会社などの特殊法人である会社を含む。), 合名会社, 合資会社, 合同会社, 相互会社及び個人で経営する形態の企業	
⑩私立大学	私立の大学(大学院, 大学附属病院, 研究所を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 学校法人が設立する研究所, 放送大学	
⑪非営利団体	他の区分に含まれない法人, 団体, 個人 例: 財団法人, 社団法人, 特定非営利活動法人(NPO), 宗教法人, 医療法人, 社会福祉法人, 生活協同組合, 農業協同組合, 事業協同組合, 企業組合, 技術研究組合, 労働組合, 後援会, 同窓会	
⑫外国	外国の組織	

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 （略）

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二・三 （略）